



様式第一号（第一条関係）

廃棄物海洋投入処分許可申請書

平成29年10月25日

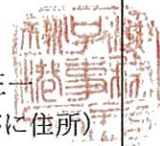
環境大臣 中川 雅治 殿

申請者

住所 千葉県銚子市川口町2-6528-3

氏名 千葉県銚子漁港事務所長 椎名 正一

(法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 第18条の2第1項 の規定により、船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：銚子漁港における水産物供給基盤機能保全事業により発生する一般水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条2項第5号口の政令で定める基準に適合する水底土砂。 (詳細は別紙1のとおり)	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	平成30年1月4日～平成35年1月3日 (5年間)
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	390,400m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	平成30年1月4日～平成31年1月3日:78,080m ³ 平成31年1月4日～平成32年1月3日:78,080m ³ 平成32年1月4日～平成33年1月3日:78,080m ³ 平成33年1月4日～平成34年1月3日:78,080m ³ 平成34年1月4日～平成35年1月3日:78,080m ³
	廃棄物の排出海域	①北緯 35° 44' 46" 東経 141° 15' 46" ②北緯 35° 43' 05" 東経 141° 15' 56" ③北緯 35° 44' 54" 東経 141° 17' 06" ④北緯 35° 43' 07" 東経 141° 17' 15" 以上4点を結ぶ直線によって囲まれる範囲の内側。 別紙2のとおり
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法 別紙3のとおり、航行中に排出しない
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙4のとおり
	監視の頻度	別紙4のとおり
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(日本工業規格 環境省 水産庁 環境局 水環境課
平成 29.10.25
水大収第 1710252 号)